

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成22年8月11日

**【四半期会計期間】** 第21期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

**【会社名】** 株式会社 トリドール

**【英訳名】** Toridoll.corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 栗 田 貴 也

**【本店の所在の場所】** 兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号

**【電話番号】** 078(200)3430(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 小 畠 義 昭

**【最寄りの連絡場所】** 兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号

**【電話番号】** 078(200)3430(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 小 畠 義 昭

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期累計 (会計)期間	第21期 第1四半期累計 (会計)期間	第20期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	8,335,007	11,306,628	38,929,052
経常利益 (千円)	1,088,210	1,193,511	4,724,489
四半期(当期)純利益 (千円)	545,199	407,418	2,260,649
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,318,296	1,318,296	1,318,296
発行済株式総数 (株)	196,170	196,170	196,170
純資産額 (千円)	6,044,934	7,792,617	7,816,015
総資産額 (千円)	20,398,041	27,448,675	25,374,167
1株当たり純資産額 (円)	30,814.77	39,335.32	39,558.81
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	2,779.21	2,076.86	11,523.93
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	2,075.27	11,518.33
1株当たり配当額 (円)	—	—	2,300
自己資本比率 (%)	29.6	28.1	30.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	703,778	336,599	6,374,882
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,097,464	△1,827,433	△8,564,697
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,530,446	1,489,691	1,891,384
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,097,287	4,660,953	4,662,096
従業員数 (名)	279	408	372

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社には関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

3 第20期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	408 [5,207]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績と受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績と受注状況は記載しておりません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
丸亀製麺(千円)	2,412,945	—
とりどーる(千円)	216,783	—
丸醬屋(千円)	101,146	—
長田本庄軒(千円)	58,042	—
その他(千円)	45,522	—
合計(千円)	2,834,440	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
丸亀製麺(千円)	9,816,294	—
とりどーる(千円)	714,617	—
丸醬屋(千円)	380,130	—
長田本庄軒(千円)	224,865	—
その他(千円)	170,720	—
合計(千円)	11,306,628	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載事項及び本頁以外の記載事項は、特に断りがない限り本四半期報告書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は同提出日現在において当社が判断したものです。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間における我が国経済は、当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善や緊急経済対策をはじめとする政策の効果などを背景に、景気は自律的回復に向かう事が期待されております。

しかしながら、外食産業においては、依然、デフレの影響を受け、消費者の節約志向が一層高まる中、多くの企業の業績が低迷するなど、厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社では、主力業態であります「丸亀製麺」に経営資源を集中し、客単価500円という低価格に加え、手づくりへのこだわりと、店頭での臨場感あふれる演出によって、多くのお客様の支持を得て飛躍的な成長を遂げてまいりました。

この結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高113億6百万円（前年同四半期比35.7%増）、営業利益12億62百万円（前年同四半期比14.1%増）、経常利益11億93百万円（前年同四半期比9.7%増）となりましたが、「資産除去債務に関する会計基準」等の適用や少額減価償却資産の会計処理方法を変更したことに伴う特別損失の発生の影響により、四半期純利益は4億7百万円（前年同四半期比25.3%減）となりました。

セグメントの業績を示すと以下の通りであります。

##### ① 丸亀製麺

当セグメントにおきましては、引き続き経営資源を集中させ、当第1四半期会計期間では、ロードサイド35店舗、ショッピングセンター内3店舗の計38店舗を出店したことにより、当第1四半期会計期間末の営業店舗数が367店舗となった結果、当セグメントの売上高は98億16百万円となり、セグメント利益は16億29百万円となりました。

##### ② とりどーる

当セグメントにおきましては、当第1四半期会計期間での店舗の増減はなく、当第1四半期会計期間末の営業店舗数が24店舗となった結果、当セグメントの売上高は7億14百万円となり、セグメント利益は57百万円となりました。

##### ③ 丸醬屋

当セグメントにおきましては、当第1四半期会計期間での店舗の増減はなく、当第1四半期会計期間末の営業店舗数が24店舗となった結果、当セグメントの売上高は3億80百万円となり、セグメント利益は37百万円となりました。

##### ④ 長田本庄軒

当セグメントにおきましては、当第1四半期会計期間での店舗の増減はなく、当第1四半期会計期間末の営業店舗数が15店舗となった結果、当セグメントの売上高は2億24百万円となり、セグメント利益は15百万円となりました。

#### ⑤ その他

当セグメントにおきましては、当第1四半期会計期間では、1店舗減少したことにより、当第1四半期会計期間末の営業店舗数が10店舗となった結果、当セグメントの売上高は1億70百万円となり、セグメント利益は11百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ20億74百万円増加し、274億48百万円（前期比8.2%増）となりました。主な要因は次のとおりです。

流動資産につきましては、余剰資金を圧縮したことにより、前事業年度末に比べ1億32百万円減少し、59億90百万円（前期比2.2%減）となりました。

固定資産につきましては、有形固定資産が前事業年度末に比べ14億94百万円増加し、140億73百万円（前期比11.9%増）となりました。これらは、主に新規出店に係わる設備投資によるものです。投資その他の資産は、前事業年度末に比べ7億13百万円増加し、71億80百万円（前期比11.0%増）となりました。これらは、主に新規出店に係わる敷金及び保証金、建設協力金等の増加によるものです。

#### (負債・純資産)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ20億97百万円増加し、196億56百万円（前期比11.9%増）となりました。主な要因は次のとおりです。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）の合計額が前事業年度末に比べ22億19百万円増加し、118億44百万円（前期比23.1%増）となりました。これらは、積極的な設備投資のための資金調達によるものです。

純資産は、四半期純利益が4億7百万円発生しましたが、一方で配当金を4億51百万円支払ったこと等により、前事業年度末に比べ23百万円減少し、77億92百万円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、主に新規出店に係る設備投資等に伴い、投資活動で使用する資金を、営業活動及び財務活動により調達した結果、前事業年度末に比べ1百万円減少し、46億60百万円となりました。主な要因は次のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、3億36百万円（前年同四半期比52.2%減）となりました。これは主に税引前四半期純利益を8億16百万円、減価償却費を6億11百万円、少額減価償却資産償却を2億48百万円計上した一方で、法人税等の支払による支出が15億37百万円あったこと等によるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、18億27百万円（前年同四半期比12.9%減）となりました。これは主に新規出店に伴い、有形固定資産の取得による支出が11億46百万円、敷金及び保証金の支払による支出が1億29百万円及び建設協力金の支払による支出が5億32百万円あったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、14億89百万円（前年同四半期比2.7%減）となりました。これは主に短期借入金及び長期借入金による収入が40億円あった一方で、借入金の返済及び社債の償還による支出が20億20百万円、配当金の支払が4億51百万円あったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、完成又は取得した設備は以下のとおりであります。

平成22年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	帳簿価額 (千円)					従業員 数 (名)
		建物 及び構築物	工具器具 及び備品	リース資産	敷金・保証金 及び建設協力金	合計	
丸亀製麺 仙台泉店 他 37 店 (宮城県仙台市)	丸亀製麺	1,234,041	398,837	456,874	694,334	2,784,087	22 (415)

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 従業員数は、就業人員であり、( ) 内に臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。  
 3 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。  
 4 設備の内容は全て営業店舗用設備であります。  
 5 営業店舗は全て直営店で運営しております。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### ① 重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当第1四半期会計期間に完了したものは、「(1)主要な設備の状況」に含めて記載しております。

##### ② 重要な設備の新設等

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画は以下のとおりであります。

平成22年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	投資予定額 (千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
		総額	既支払額			
丸亀製麺 春日井西山町店 他 31 店 (愛知県春日井市)	丸亀製麺	2,322,226	598,903	自己資金、 借入金	平成22年5月 ～ 平成22年8月	平成22年7月 ～ 平成22年9月

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 設備の内容は全て営業店舗用設備であります。  
 3 投資予定額には敷金・保証金及び建設協力金が含まれております。

##### ③ 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	576,000
計	576,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	196,170	196,170	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	196,170	196,170	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

《当社取締役、監査役に対するもの》

平成21年6月26日 定時株主総会特別決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	150個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円とする。
新株予約権の行使期間	平成23年6月26日～平成31年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 183,333円(注)2 資本組入額 91,667円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議をもって特に認める場合はその限りではない。新株予約権の割り当てを受けた者が、会社に対してなんらかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式 1 株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

3 組織再編成行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記

1) 記載の資本金等増加限度額から上記1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

《当社従業員に対するもの》

平成21年6月26日 定時株主総会特別決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,887個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,887株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり204,960円とする。(注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年6月26日～平成31年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 311,282円(注) 3 資本組入額 155,641円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議をもって特に認める場合はその限りではない。新株予約権の割り当てを受けた者が、会社に対してなんらかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式1株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で普通株式の発行を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)には次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

#### 4 組織再編成行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件  
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日	—	196,170	—	1,318,296	—	1,375,944

## (6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシー (FMR LLC) から、平成22年6月7日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年5月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株数 (株)	株式保有 割合 (%)
フィデリティ投信 株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	3,624	1.85
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	14,882	7.59

### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 196,170	196,170	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	196,170	—	—
総株主の議決権	—	196,170	—

#### ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	189,700	188,000	173,500
最低(円)	168,800	155,000	157,500

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,660,953	4,662,096
営業未収入金	723,629	814,951
原材料及び貯蔵品	69,696	71,088
繰延税金資産	91,724	204,374
その他	444,841	370,907
流動資産合計	5,990,844	6,123,418
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,823,481	10,370,683
減価償却累計額	△2,891,447	△2,557,148
建物（純額）	8,932,033	7,813,535
工具、器具及び備品	3,840,250	3,848,178
減価償却累計額	△1,983,464	△2,007,206
工具、器具及び備品（純額）	1,856,785	1,840,972
リース資産	2,546,497	2,085,372
減価償却累計額	△244,662	△201,015
リース資産（純額）	2,301,834	1,884,357
その他	1,263,205	1,291,667
減価償却累計額	△280,841	△252,147
その他（純額）	982,363	1,039,519
有形固定資産合計	14,073,017	12,578,385
無形固定資産	204,594	205,721
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,678,333	2,585,593
建設協力金	3,387,710	2,996,608
繰延税金資産	467,564	293,479
その他	699,355	614,071
貸倒引当金	△52,745	△23,110
投資その他の資産合計	7,180,218	6,466,642
固定資産合計	21,457,830	19,250,749
資産合計	27,448,675	25,374,167

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	970,042	1,008,289
1年内返済予定の長期借入金	3,771,098	2,679,557
1年内償還予定の社債	—	240,000
リース債務	150,468	131,975
未払法人税等	512,235	1,626,942
賞与引当金	82,136	135,421
店舗閉鎖損失引当金	1,200	16,359
その他	3,280,593	2,742,703
流動負債合計	8,767,775	8,581,249
固定負債		
長期借入金	8,073,695	6,945,624
リース債務	2,389,043	1,946,518
資産除去債務	344,608	—
その他	80,934	84,760
固定負債合計	10,888,281	8,976,902
負債合計	19,656,057	17,558,151
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,318,296	1,318,296
資本剰余金	1,375,944	1,375,944
利益剰余金	5,022,355	5,066,127
株主資本合計	7,716,595	7,760,367
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△185	△115
評価・換算差額等合計	△185	△115
新株予約権	76,207	55,763
純資産合計	7,792,617	7,816,015
負債純資産合計	27,448,675	25,374,167

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	8,335,007	11,306,628
売上原価	2,062,376	2,786,791
売上総利益	6,272,630	8,519,837
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	※ 5,166,192	※ 7,257,260
営業利益	1,106,438	1,262,576
営業外収益		
受取利息	10,912	15,476
受取配当金	19	18
受取地代家賃	2,201	2,201
ポイント引当金戻入額	6,008	—
その他	7,094	15,077
営業外収益合計	26,236	32,773
営業外費用		
支払利息	39,460	67,629
貸倒引当金繰入額	—	29,634
その他	5,003	4,574
営業外費用合計	44,464	101,838
経常利益	1,088,210	1,193,511
特別損失		
店舗閉鎖損失引当金繰入額	40,129	1,200
減損損失	—	34,335
少額減価償却資産償却	—	248,185
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	92,830
特別損失合計	40,129	376,552
税引前四半期純利益	1,048,081	816,958
法人税、住民税及び事業税	469,717	470,927
法人税等調整額	33,164	△61,387
法人税等合計	502,882	409,539
四半期純利益	545,199	407,418

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,048,081	816,958
減価償却費	408,181	611,667
減損損失	—	34,335
少額減価償却資産償却	—	248,185
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	92,830
株式報酬費用	—	20,443
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,200	29,634
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△6,008	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△31,506	△53,284
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	40,129	△15,159
受取利息及び受取配当金	△10,932	△15,494
支払利息及び社債利息	39,460	67,629
売上債権の増減額 (△は増加)	31,040	91,322
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,131	1,391
仕入債務の増減額 (△は減少)	17,136	△38,246
その他	212,516	52,055
小計	1,741,167	1,944,271
利息及び配当金の受取額	627	20
利息の支払額	△40,377	△70,087
法人税等の支払額	△997,640	△1,537,605
営業活動によるキャッシュ・フロー	703,778	336,599
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,582,343	△1,146,948
無形固定資産の取得による支出	△7,776	△80,519
敷金及び保証金の差入による支出	△241,341	△129,322
敷金及び保証金の回収による収入	4,017	23,188
建設協力金の支払による支出	△298,000	△532,040
建設協力金の回収による収入	34,627	55,406
その他	△6,646	△17,199
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,097,464	△1,827,433
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,000,000	1,000,000
短期借入金の返済による支出	△300,000	△1,000,000
長期借入れによる収入	1,800,000	3,000,000
長期借入金の返済による支出	△661,646	△780,388
社債の償還による支出	△20,000	△240,000
リース債務の返済による支出	△26,347	△38,729
配当金の支払額	△261,560	△451,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,530,446	1,489,691
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	136,759	△1,143
現金及び現金同等物の期首残高	4,960,527	4,662,096
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,097,287	4,660,953

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ7,073千円減少し、税引前四半期純利益は99,904千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は307,865千円であります。</p> <p>(2) 少額減価償却資産の会計処理方法の変更 従来、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産は、有形固定資産として計上し3年間で均等償却しておりましたが、当該資産の最近における使用状況等を勘案し、事務処理等の効率化と財務体質の一層の健全化を図るため、当第1四半期会計期間より取得時に全額費用処理する方法に変更しております。 これに伴い、前期末残高248,185千円を一括償却し、特別損失に計上しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べて営業利益及び経常利益はそれぞれ27,191千円減少し、税引前四半期純利益は275,377千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期損益計算書)	<p>前第1四半期累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「貸倒引当金繰入額」は1,200千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 280,385千円 雑給 1,789,437千円 賞与引当金繰入額 45,020千円 退職給付費用 4,357千円 水道光熱費 580,110千円 消耗品費 347,463千円 地代家賃 910,400千円 減価償却費 408,181千円	※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 419,988千円 雑給 2,472,007千円 賞与引当金繰入額 82,136千円 退職給付費用 16,826千円 水道光熱費 757,751千円 消耗品費 538,606千円 地代家賃 1,214,259千円 減価償却費 611,667千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 5,097,287千円 現金及び現金同等物 5,097,287千円	現金及び預金勘定 4,660,953千円 現金及び現金同等物 4,660,953千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	196,170

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	—

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期会計期間末残高 76,207千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	451,191	2,300	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費	20,443千円
------------	----------

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期貸借対照表額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、当社は、事業用定期借地契約等に係るもの以外の不動産賃貸借契約に基づき、一部の店舗の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内における各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。

したがって、当社は店舗における提供商品及びサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントから構成されており、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」の4つを報告セグメントとしております。

「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「とりどーる」は、炭火焼鳥を中心に、豊富なメニューを取り揃えたファミリーダイニング型レストランであります。「丸醬屋」は、自家製にこだわったラーメンやぎょうざ、チャーハンなどを提供するラーメン専門店であります。また、「長田本庄軒」は、ぼっかけ焼きそばを主力商品とした焼きそば専門店であります。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期損益 計算書計上 額 (注) 3
	丸亀製麺	とり どーる	丸醬屋	長田 本庄軒	計				
売上高									
外部顧客 への売上高	9,816,294	714,617	380,130	224,865	11,135,907	170,720	11,306,628	—	11,306,628
計	9,816,294	714,617	380,130	224,865	11,135,907	170,720	11,306,628	—	11,306,628
セグメント 利益	1,629,598	57,976	37,460	15,283	1,740,318	11,254	1,751,572	△488,995	1,262,576

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「粉もん屋」、「麺屋通り」、「グリル三番館」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「とん助」、「まきの」の各店舗を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△488,995千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

報告セグメントに含まれない事業セグメントの「その他」において、当第1四半期会計期間に営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期累計期間においては34,335千円であります。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 39,335円32銭	1株当たり純資産額 39,558円81銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期 会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,792,617	7,816,015
普通株式に係る純資産額(千円)	7,716,410	7,760,252
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	76,207	55,763
普通株式の発行済株式数(株)	196,170	196,170
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	196,170	196,170

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 2,779円21銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式がないため記載しておりませ ん。	1株当たり四半期純利益金額 2,076円86銭 潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額 2,075円27銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のと  
おりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	545,199	407,418
普通株式に係る四半期純利益(千円)	545,199	407,418
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	196,170	196,170
普通株式増加数(株)	—	150
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれ なかった潜在株式について前事業年度末から 重要な変動がある場合の概要	—	重要な変動はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第1四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載していません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社トリドール  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 常本 良治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坊垣 慶二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリドールの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリドールの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

1. 四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、従来、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産は、有形固定資産として計上し3年間で均等償却していたが、当第1四半期会計期間より取得時に全額費用処理する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

株式会社トリドール  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 黒崎 寛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坊垣 慶二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリドールの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

---